

矢板市高齢者用住宅生活援助員派遣事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者用住宅に入居する高齢者（以下「入居者」という。）に対して、生活援助員を派遣し、生活指導・相談等（以下「派遣事業」という。）により、入居者が自立して安全で快適な生活を営むことができるよう支援することを目的とする。

(事業主体)

第2条 この事業の実施主体は、矢板市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の運営が適切に確保できると認められる社会福祉法人、医療法人、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業者等（以下「社会福祉法人等」という。）に委託することができるものとする。

第3条 削除

(派遣事業内容)

第4条 生活援助員の行う派遣事業のサービス内容は、次に掲げるものとし、必要に応じて提供するものとする。

- (1) 生活指導、生活相談
- (2) 安否の確認
- (3) 一般的な家事援助
- (4) 緊急時の対応
- (5) 関係機関との連絡
- (6) その他日常生活に必要な援助

(生活援助員)

第5条 生活援助員は、社会福祉法人等の職員であって、次の要件を備えている者のうち市が適当と認めた者とする。

- (1) 身心ともに健全であること。
 - (2) 老人福祉に関し理解と熱意を有すること。
 - (3) 入居者の生活指導・相談、家事、緊急時の対応等を適切に実施する能力を有すること。
- 2 生活援助員は、原則として、高齢者世話付住宅内に設置された生活援助員用住宅に住み込み、又は、住宅に勤務する。
- 3 生活援助員の勤務時間は、市が別に定める。

(生活援助員の研修)

第6条 市又は社会福祉法人等事業を実施する者は、生活援助員に対し、業務に必要な知識及び技術に関する研修を実施するものとする。

(書類の整備)

第7条 市長は、入居者の生活指導及び緊急時の対応に備えるため、入居者に関する書類を整備するものとする。

(費用負担)

第8条 入居者は、生活援助員の派遣に対して、別表の費用負担基準により費用を負担するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

費用負担基準		入居者負担額 1ヶ月当り（円）
	利用者世帯の階層区分	
A	生活保護法による被保護世帯	0
B	生計中心者の前年の所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年の所得税年額 9,600円以下の世帯	1,500
D	生計中心者の前年の所得税年額 9,601円以上32,400円以下の世帯	2,600
E	生計中心者の前年の所得税年額32,401円以上42,000円以下の世帯	3,800
F	生計中心者の前年の所得税年額42,001円以上の世帯	4,900